

相愛大学動物実験委員会規程

平成27年7月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、相愛大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、相愛大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、学長の諮問を受け、動物実験等に関する次の各号に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 動物実験計画の審査
- (2) 動物実験結果報告の点検等
- (3) 動物実験等に関する自己点検及び評価等
- (4) その他動物実験等に関して学長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員で構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 動物実験を実施する学部の教員1名
- (3) 動物実験及び実験動物に関して優れた識見を有する者2名
- (4) その他、学長が必要と認める者1名

2 委員会の委員が、審査する動物実験計画の責任者又は実験分担者等である場合、当該委員は、当該動物実験計画の審査に加わることができない。

3 第1項第3号に定めるものについては、学長は他大学等の教員に委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長（研究担当）もって充てる。

3 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、学長の諮問を受けて開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(議決等)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決は出席委員の過半数の賛成により決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教学課において行う。

(施行の細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。